

高崎工業団地造成組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項及び高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合監査委員告示第3号）第2条において準用する高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）第22条第2項の規定に基づき、令和5年度定期監査の結果に関する措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年5月1日

高崎工業団地造成組合

監査委員 小泉 貴代子

同 須藤 和臣



(様式3)



第334-1号
令和6年2月28日

高崎工業団地造成組合
監査委員 小泉 貴代子 様
監査委員 須藤 和臣 様

高崎工業団地造成組合
管理者 富岡 賢治

監査結果に係る措置について

令和5年12月1日に報告を受けた監査結果について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査結果	(指摘事項) ア 合理的な理由のない分割発注は行わないこと 同一施工業者に発注した工事場所が近接した複数の工事で、工期が連続または重複していることから、一括発注すべき案件が散見された。合理的な理由なく少額工事の範囲に工事を分割した随意契約に該当するため不適切である。
措置内容	令和5年12月に、工事の発注方法について、随意契約ガイドラインに定められているとおり発注できるように部署内で研修会を実施した。また、新たに工事発注時チェックリストを作成し、令和5年12月1日より、ガイドラインに則した発注が適正に行えるように点検及び確認作業を強化するための体制を整備した。

※1 監査結果欄には、指摘事項を記載すること。

2 措置内容欄には、是正改善等を行った内容、措置を実施又は開始した時期、開始年度等を記載すること。

